

事務連絡
令和4年3月25日

各関係団体 御中

スポーツ庁政策課

スポーツ基本計画の策定について

このたび、文部科学省では、スポーツ基本計画を策定し、3月25日付けで告示しました。

スポーツ基本計画は、スポーツ基本法第9条の規定に基づき、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、同法の理念を具体化し、スポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針となるものです。

今回の計画は、令和4年度から令和8年度までの計画であり、新型コロナウイルス感染症の影響や東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を踏まえつつ、新たな計画の方向性として、

- ①東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展
- ②スポーツの価値を更に高めるための新たな3つの視点
 - ・スポーツを「つくる／はぐくむ」
 - ・スポーツで「あつまり、ともに、つながる」
 - ・スポーツに「誰もがアクセスできる」

という基本的な政策の方向性から具体的な施策等を整理しています。

スポーツ立国の実現のためには、国民、スポーツ団体、民間事業者、地方公共団体、国等が一体となって取り組みを進めていくことが必要です。各関係団体におかれては、スポーツ基本計画に基づくスポーツの推進に当たり、格別の御協力をお願いします。

また、加盟団体等を有している各関係団体におかれては、これらを御了知の上、加盟団体等に対してこの旨周知をお願いします。

【スポーツ基本計画】

URL : https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_3.pdf

【第3期スポーツ基本計画（概要）】

URL : https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_1.pdf

【第3期スポーツ基本計画特設 HP】

URL : https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00001.htm

【本件連絡先】

スポーツ庁政策課企画係（併）調査係

電 話：03-5253-4111（内線 3780）

メール：sseisaku@mext.go.jp